

新潟市宿泊施設感染症対策補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、市内で宿泊施設を営む者が、感染症対策に配慮した施設整備を実施する事業（以下「補助事業」という。）を対象に交付する補助金に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業（下宿営業を除く。）を営む施設、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項の届出に係る住宅又は国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第13条第1項の認定を受けた事業を営む施設をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する施設を除く。
- (2) 登録宿泊施設 観光庁の委託を受けてサービス産業消費喚起事業（以下「G o T o トラベル事業」という。）を運営する事業者（以下「G o T o トラベル事務局」という。）に対して、G o T o トラベル事業に参画するとして情報登録申請を行った宿泊施設をいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、次の各号のいずれにも該当する者に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。

- (1) 市内に宿泊施設を有し、旅館業法に基づく営業許可、住宅宿泊事業法に基づく届出又は国家戦略特別区域法に基づく認定を受けた施設の運営を行う事業者及び個人
- (2) 市税の未納がない者
- (3) 旅館業法、建築基準法、食品衛生法その他関係法令に違反していない者
- (4) 訴訟や法令順守上の問題を抱えている者でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、補助金の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付しない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団
- (2) 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員
- (3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(補助対象経費及び補助率等)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、宿泊施設（補助金の交付の申請の日において営業の実態がある者に限る。）の感染症対策の用に供するものにかかる経費で、別表1のとおりとし、補助率等は同表のとおりとする。

2 前項により算定した補助金の額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額をもって補助金の額とする。

(交付の条件)

第5条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 関係法令等を遵守し、諸手続きを遅延なく履行すること。
- (2) 補助事業を取り止める場合は、市長に届け出ること。
- (3) 補助事業が一定の期間内に開始できない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、補助事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その台帳を設け、その保管状況を明らかにしておくこと。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用が増加した財産は、市長の承認を受けることなく、補助金の交付の目的

に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保にしないこと。

(6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けて処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。

(7) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保管しておくこと。

(8) 補助事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行うこと。

(9) 補助対象経費は、令和2年8月1日（登録宿泊施設に係るものにあつては、令和2年4月1日）から令和3年1月31日までに実施した補助事業に係る経費とし、この期間外に発生した経費に対しては、補助金の交付を受けることはできない。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、別記様式第1号の1（登録宿泊施設に係る補助事業者にあつては、別記様式第1号の2）による補助金交付申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請書等の提出があつたときは、審査のうえ交付決定を行い、別記様式第2号による交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付の決定に当たっては、前条第2項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めた時は、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

3 市長は、前条第2項ただし書きによる交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

4 市長は、補助金を交付しないと決定をしたときは、別記様式第3号による不交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

(事業の取り止めの届出)

第8条 第5条第2号の規定により市長に届け出る場合は、あらかじめ別記様式第4号による事業の取り止め届出書を市長に提出しなければならない。

(事業が一定期間内に完了しない場合等の報告)

第9条 第5条第3号の規定により市長の指示を求める場合には、補助事業が一定期間内に開始できない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由を記載した書類を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、当該補助事業完了後30日以内又は令和3年1月31日のいずれか早い日までに、別記様式第5号による実績報告書及びその添付書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、登録宿泊施設に係る補助事業者にあつては、第6条の規定による交付申請の際に、別記様式第1号の2により併せて実績報告を行うことができる。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、必要と認める場合は、随時事業の経過の報告を求めることができる。

4 第1項の実績報告を行うにあたって、当該補助金に係る消費税仕入控除額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除額を減額して報告しなければならない。なお、実績報告時に当該消費税仕入控除額が確定していない場合にあつては、確定後、別記様式第6号により速やかに市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定及び通知)

第11条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による実績報告書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、交付決定をした額の範囲内において補助金の額を確定し、これを別記様式第7号による補助金確定通知書により補助事業者へ通知するものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第12条 市長は、第10条第4項の報告があつた場合には、期限を定めて当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

(補助金の交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けた場合
- (2) 補助金を交付決定された内容以外の用途に使用した場合
- (3) 補助金を交付決定された内容の事業を遂行しなかった場合
- (4) 補助事業者が第3条第2項各号のいずれかに該当することとなった場合
- (5) その他関係法令、規則及び当該要綱の規定に違反した場合

2 前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取り消しをした場合は、別記様式第8号による補助金交付決定取消通知書を補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合においては、当該取り消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、別記様式第9号による補助金返還命令書により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 市長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超えて補助金が交付されているときは、前項の規定の例によりその返還を命ずるものとする。

(違約加算金及び延滞金)

第15条 補助事業者は、第14条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部が取り消され、前条の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、補助金の額（一部を返還した場合のその後の期間において既返還額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還を命じられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

3 前2項の規定による年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(違約加算金及び延滞金の基礎となる額の計算)

第16条 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じられた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

2 前条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納

付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(財産処分の制限)

- 第17条 規則第20条に規定するその他市長が指定する財産は、補助事業により取得又は改良した価格が1点500,000円以上(消費税及び地方消費税相当額を含む。)の機械設備等とする。
- 2 規則第20条に規定する耐用年数を勘案して市長が定める期間は、国が定める減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号、以下「省令第15」という。)を勘案し、3年とする。ただし、省令第15号において2年以下となっているものについては、省令第15号の定めに応じた期間とする。
- 3 第5条第5号の規定は、補助事業者が、あらかじめ市長の承認を受けた日又は補助事業が完了した日の属する市の会計年度の初日から起算して、前項で規定する当該財産等の耐用年数を経過した日のいずれか早い日を経過したときは適用しない。
- 4 第5条第5号の規定により市長の承認を受けようとする場合には、あらかじめ別記様式第10号による取得財産の処分承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年8月13日から施行する。

(適用期限)

- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第7条により補助金の交付決定を受けた者に対するこの要綱の規定の適用については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表1（第4条関係）

補助対象	補助率及び限度額	補助対象経費
登録宿泊施設	補助率：10/10以内 限度額：20万円 （大規模宴会場を有する登録宿泊施設にあつては、限度額を70万円とする。）	感染症防止対策にかかる消耗品費又は備品購入費等（消費税等仕入れ控除税額を除く。）
上記以外の宿泊施設	補助率：10/10以内 限度額：10万円	

備考

- 1 上表中「大規模宴会場」とは、仕切り板等を取り外して1室が200㎡以上の宴会場又は集会場とする。
- 2 国，県，その他の地方公共団体等の制度による補助金を受けている消耗品及び備品は，補助対象外とする。
- 3 感染症防止対策にかかる消耗品費又は備品購入費とは，G o T o トラベル事務局が「サービス産業消費喚起事業（G o T o トラベル事業）旅行会社・O T A等旅行事業者・宿泊事業者向け取扱要領（7月31日時点）」1.（5）①から⑦までに定める感染拡大防止に当たっての措置を講ずるための費用とする。